

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

1. 改正の趣旨

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項に規定する匿名医療保険等関連情報から抽出・加工され、同項の規定により提供されるデータ（以下「NDB データ」という。）について、当該データの提供を受け、利用する者（以下「匿名医療保険等関連情報利用者」という。）は、法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないところ、同条第 2 項の規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者は、当該手数料を減額又は免除することができることとされている。
- 今般、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）を改正し、NDB データの提供を今後も安定的に行うため、手数料の額等の変更を行うとともに、手数料の免除対象を整理し、また、国民保健の向上に特に重要な役割を果たす者の利用を阻害しないよう、手数料の減額対象に係る規定の新設等を行うこととしている。これに伴い、手数料の減額対象となる者のうち、国民保健の向上に密接な関連がある業務を行う公共法人又は公益法人等を定めるとともに、手数料の額の変更等に伴う所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 国民保健の向上に密接な関連がある業務を行う公共法人又は公益法人等について、次のとおりとする。
 - ① 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 - ② 国立研究開発法人国立がん研究センター
 - ③ 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
 - ④ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
 - ⑤ 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
 - ⑥ 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
 - ⑦ 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
 - ⑧ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
 - ⑨ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
 - ⑩ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人
 - ⑪ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学を設置するものに限る。）
 - ⑫ 独立行政法人国立病院機構
 - ⑬ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
 - ⑭ 地方独立行政法人第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（第 10 号に掲げるもの

を除く。)

- ⑮ 公益社団法人日本医師会
- ⑯ 公益社団法人日本歯科医師会
- ⑰ 公益社団法人日本薬剤師会
- ⑱ 上記に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者

- 匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として、独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金・資金を充てて高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 5 条の 7 第 1 項に定める業務を行う個人を追加する。
- 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から
 - ① NDB データの提供申出書に記載した内容の変更に係る申出がなされた場合
 - ② NDB データの提供を受けて行う業務の成果物を公表する前に当該成果物の内容の確認を求められた場合において、通常要すると見込まれる費用として当該匿名医療保険等関連情報利用者が既に納付した手数料の額を上回る費用が生じたときは、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、当該匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料の額及び納付期限を通知するものとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 1 条の 2 第 1 項第 6 号

4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 10 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 11 月 1 日